

平成22年度 第2回

芦屋市国民健康保険運営協議会

日時：平成23年1月24日（月）

13時30分から

場所：芦屋市役所 北館4階 教育委員会室

目 次

議案第 1 号

出産育児一時金について

その他

芦屋市国民健康保険運営協議会委員名簿

議案第1号

出産育児一時金について

出産育児一時金について

1 経過

(1) 平成21年10月

政府の緊急の少子化対策として、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの暫定措置で、全国一律に支給額を35万円から39万円に引き上げ。

運営協議会答申：暫定措置としての4万円の引き上げは妥当

(2) 平成23年1月

厚生労働省は、「国民健康保険条例参考例抄」（別添，参考資料1参照）において、出産育児一時金の支給額を、平成23年4月から、35万円を39万円に引き上げることとしている。

これは、暫定措置とされていた4万円の引き上げを恒久化するもの（ただし、支給額水準は必要に応じて見直す。）

(3) 今回の諮問内容

出産育児一時金の額を平成23年4月1日から39万円とする。

※参照：前回答申内容

「出産に要する費用の実態を踏まえ、少子化対策の充実を図るために当面出産育児一時金の額を現行の35万円を39万円に引き上げることが妥当と考える。適用については、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間とする。」

2 出産育児一時金の額の内容について

(1) (2)以外で出産の場合 39万円

(2) 産科医療補償制度に加入する医療機関で出産の場合
42万円（39万円に3万円加算）

3 関係条文 別添，参考資料2参照

以上

新旧対照条文

◎ 国民健康保険条例参考例 抄

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第八条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>三十九万円</u>(何円)を支給する。ただし、市(区、町、村)長(管理者)が健康保険法施行令(大正十五年勅令第二百四十三号)第三十六条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに三万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>附則</p> <p>(削除)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>(平成二十二年以降の保険料の減免の特例)</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第八条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>三十五万円</u>(何円)を支給する。ただし、市(区、町、村)長(管理者)が健康保険法施行令(大正十五年勅令第二百四十三号)第三十六条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに三万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>附則</p> <p>(平成二十一年十月から平成二十三年三月までの間の出産に係る出産育児一時金に関する経過措置)</p> <p>第四条 被保険者又は被保険者であった者が平成二十一年十月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金についての第八条の規定の適用については、同条第一項中「<u>三十五万円</u>」とあるのは、「<u>三十九万円</u>」とする。</p> <p>(平成二十二年以降の保険料の減免の特例)</p> <p>第五条 (略)</p>

1 芦屋市国民健康保険条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第 5 条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として一産児につき <u>390,000 円</u> を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正 15 年勅令第 243 号)第 36 条ただし書の規定を勘案し、必要があると認めるときは、<u>390,000 円</u> に 30,000 円を超えない範囲内で規則で定める額を加算する。</p> <p>2 (省略)</p> <p><u>第 4 条</u> (省略)</p> <p><u>第 5 条</u> (省略)</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第 5 条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として一産児につき <u>350,000 円</u> を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正 15 年勅令第 243 号)第 36 条ただし書の規定を勘案し、必要があると認めるときは、<u>350,000 円</u> に 30,000 円を超えない範囲内で規則で定める額を加算する。</p> <p>2 (省略)</p> <p>附 則 (平成 21 年 10 月から平成 23 年 3 月までの間の出産に係る出産育児一時金に関する経過措置)</p> <p>第 4 条 被保険者が平成 21 年 10 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金についての第 5 条の規定の適用については、同条第 1 項中「350,000 円」とあるのは、「<u>390,000 円</u>」とする。</p> <p><u>第 5 条</u> (省略)</p> <p><u>第 6 条</u> (省略)</p>

2 その他参考条文

(1) 芦屋市国民健康保険条例施行規則

第 13 条 条例第 5 条第 1 項ただし書の規則で定める額は、30,000 円とする。

(2) 国民健康保険法

第 58 条 保険者は、被保険者の出産及び死亡に関しては、条例又は規約の定めるところにより、出産育児一時金の支給又は葬祭費の支給若しくは葬祭の給付を行うものとする。ただし、特別の理由があるときは、その全部又は一部を行わないことができる。

2・3 (省略)

芦屋市国民健康保険運営協議会委員名簿

平成23年1月24日現在

	フリガナ 氏 名	勤務先(出身団体)及び役職	備 考
被保険者 代 表	ノブタ リコ 信田 式子	民生児童委員	
	ハヤシムツコ 林 睦子	主婦	
	タケダ ユウゾウ 武田 雄三	弁護士	
	フジタ ヨシコ 藤田 芳子	自営業(藤田青果店)	
医療機関 代 表	スズキ リモト 鈴木 紀元	芦屋市医師会 会長	鈴木小児科 院長
	イトウ ケイコ 伊藤 恵子	芦屋市医師会 理事	いとう内科 院長
	ニシナ ムツミ 仁科 睦美	芦屋市薬剤師会 会長	芦神薬局代表
	タタラ タケシ 多田 羅 猛	芦屋市歯科医師会 会長	多田羅歯科医院 院長
公益代表	トクダ ナオヒコ 徳田 直彦	芦屋市議会 議長	
	ハタナカ トシヒコ 畑中 俊彦	芦屋市議会 民生文教常任委員長	
	サトウ ミル 佐藤 稔	芦屋ハートフル福祉公社 理事長	
	ヘイマ タダオ 平馬 忠雄	無職	前兵庫県国民健康保険団体連 合会 専務理事
被 用 者 保 険 代 表	キシモト ユカ 岸本 豊	コープこうべ健康保険組合 常務理事	
	ニシガキ シュウイチ 西垣 修一	財務省共済組合神戸税関支部 出納役	